



協力雇用主制度の内容

人材不足解消のための協力雇用主制度(2)

中小企業活力向上オンラインセミナー
人材・組織分野

中小企業活力向上プロジェクトアドバンス実行委員会事務局



協力雇用主制度における支援

① 就労・職場定着奨励金制度

② 就労継続奨励金制度

③ 身元保証制度

④ トライアル雇用制度



①就労・職場定着奨励金制度

<就労・職場定着奨励金制度>

対象：刑務所を出所した人等を雇用した事業者

内容：最長6か月、月額最大8万円の支払い

(最大で48万円)



②就労継続奨励金制度

＜就労継続奨励金制度＞

対象：刑務所を出所した人等を雇用し、6か月
経過した事業者

内容：3か月毎に2回、最大12万円の支払い

(最大24万円)



③身元保証制度

＜身元保証人制度＞

対象：身元保証人を確保できない刑務所出所者等を
雇用した事業者

内容：雇用した日から1年間、雇い入れた人により
被った損害のうち一定条件を満たすものについて国
が支払う。

(最大200万円)



④トライアル雇用制度

＜トライアル雇用制度＞

対象：刑務所出所者等を試行的に雇用した事業者

内容：最長3か月間、月額4万円を支払う。

(最大12万円)



協力雇用主制度を利用して人材不足解消！

その他にも様々な支援
措置あり。

是非この制度で、人材
不足解消と社会貢献を
実現してみませんか？